

水源涵養保全地域における協議対象事業の事前協議に係る意見書

遊佐町の健全な水循環を保全するための条例（以下、「水循環保全条例」という。）第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による令和 7 年 3 月 11 日付けで事業者から提出のあった協議対象事業の事前協議書について、当審議会において調査審議した結果に基づき下記のとおり意見を申し述べます。

記

1. 意 見

当該協議対象事業を規制対象事業と認定すべきである。

2. 理 由

- (1) 平成 28 年 9 月 9 日付けで事業者から提出のあった協議対象事業の事前協議結果に対する平成 29 年 2 月 20 日に提訴のあった裁判において、水循環保全条例に基づいた規制対象事業に該当すると認定した処分については、最高裁判所まで争い、最終的に水循環保全条例が違憲でないことが示されている。
- (2) 当該協議対象事業は、切土により地表から地下 2m の深さを超えて土石を採取し、地形を改変する事業であるとともに、当該事業区域の面積が 1 万平方メートルを超えるものであること。また、一部事業区域が過去に土石の採取が行われた区域であることから、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例施行規則（以下、「水循環保全条例施行規則」という。）第 9 条第 1 号から第 4 号に規定する「水源涵養機能の減少をもたらすおそれがある規制対象事業」に該当する。
- (3) 事前協議書に添付された山形県遊佐町臂曲採石場水文調査（第 5 回調査）報告書では、ボーリング調査で得られた地下水の最高水位（標高 319m）に安全性を考慮した標高 329m までなら、地下水は湧出することなく、地下水への影響を及ぼさずに掘削が可能と考えられると結論付けられている。加えて、令和 7 年 5 月 9 日に提出された回答書では、「仮に、事前協議の採石計画が、水循環保全条例施行規則第 9 条第 1 項第 1 号乃至第 4 号に該当するとしても、今回、水源涵養量の減少を伴わないことの根拠となる調査を実施しています。

また、既存の調査結果もあります。」と記載があるが、上記報告書では、深い層を流れる地下水に対して湧出する可能性が低いことを示しているだけであり、事業区域における水源涵養機能への影響に対する調査にはなっていない。合わせて、追加で提供された「臂曲碎石場および周辺地域の自然湧出水の水質と流出量に関する調査報告（秋田大学大学院 平成 23 年 5 月 16 日作成）」では、採石場湧水（報告内では臂曲採石場内排水口と記載）と白井水源の水の関連性については十分なデータが得られなかったと記載している上、同位体比の測定結果からこの 2 地点の水の涵養域が標高 500m 以上であると推定しているが、平成 23 年度遊佐町受託研究 鳥海山系における地下水等調査事業「鳥海山麓における湧水の地下水脈考察報告書（中野孝教（総合地球環境学研究所）」では、より高密度に調査を実施しており、白井水源を含む吉出山南麓湧水は吉出山南部への降水・降雪や吉出山に点在する湿地水から涵養を受けていることを示唆している。当該事前協議に提出された事業区域はこの涵養域にあたる吉出山南部であり、採石により広範囲に土砂が取り除かれた場合、湿地が消滅することで吉出山南麓湧水やその下流側の地下水に対する涵養量の減少をもたらすおそれはないとは言えないことから、水循環保全条例の予防原則のひとつである、必要に応じて予防的な対策として、規制すべきであると判断する。

(4) 以上、(1) から (3) により、水循環保全条例第 16 条第 1 号に該当する。

3. 附帯意見

(1) 現在、令和 6 年 7 月 25 日の記録的な大雨により、採石場から流れ出た大量の水により、林道から登山道（万助道）へと至る道路が洗掘され、車両での通行ができない状況となっている。これは、植生による保水力によって地表を流れる水による洗掘が抑えられている登山道側と比べると採石場側は短時間に大量の水が流出したことによって洗掘されたことが明らかである。

これは、現在の表土が剥ぎ取られ植生が回復していない採石場区域の涵養機能が著しく低下していることを裏付けていると考えられる上、採石場内にある沈殿池等の排水対策も有効に機能していないことを示している。昨今の気候変動により大雨の頻発化も懸念される中、洪水等の災害への対策ができていない状況のまま、事業区域を広げることは災害リスクを高めることにつな

がる可能性がある。

- (2) また、雨や雪には酸性物質や重金属が含まれているが、涵養の過程で土壌の浄化作用により地下水や湧水に含まれる有害物質は低減されている。先述のとおり、吉出山南麓湧水の涵養域には吉出山南部が含まれるため、当該事業区域において、採石によって表土が剥ぎ取られて土壌を失った場合、降水・降雪に含まれる有害物質が土壌に吸着されて除かれる浄化機能が弱まり、採石前に比べて多くの有害物質が地下水に含有してしまうおそれがあると考えられる。

令和7年5月19日

遊佐町長

松 永 裕 美 殿

遊佐町水循環保全審議会

会長 畠 中 裕 之